

政令指定都市移行後の体制について  
(区役所・総合出張所・出張所で取り扱う主な業務)

報告事項②

●・・・取り扱う業務

○・・・申請・届出等を受け付けた後、区役所や本庁へ取り次ぐ業務

青文字については、居住区の区役所でしか取り扱いできない業務。

相談等については、内容次第で区役所や本庁などを案内するもの。

主な取り扱い業務	手続き	総合出張所・出張所で取扱う業務		
		城南総合出張所	総合出張所	出張所
まちづくり推進課				
公害(大気汚染、悪臭、騒音又は振動によるものをいう。)に関する事	苦情等相談 申し出	○	○	○
記念樹配布に関する事	受領			
雨水貯留タンク並びに雨水貯留槽設置補助に関する事	申請	○	○	○
水質汚濁事故や苦情等に関する事	苦情等相談 申し出	○	○	○
ふれあい収集、家庭ごみ有料化支援袋、ボランティアシール交付	申請			
大型ごみ処理シール(大型ごみ処理手数料)の交付(南区における富合地区に限る。)	申請		●※1	
へい死動物に関する事	回収の 申し出	●	○	
町内一斉清掃及びボランティア清掃に関する事	相談、届出	●	○	
ごみ出し、収集に関する事	相談	●	○	○
ごみステーション管理支援補助	申請		○	
ごみステーション設置届等申請	相談、申請	●	○	
野外焼却・不法投棄に関する事	相談	●	○	
再生資源集団回収助成に関する事	申請	○	○	
家庭用生ごみ処理機・堆肥化容器購入助成に関する事	申請	○	○	
し尿処理等の相談	相談	○	○	○
区民課(市民生活部門)				
住所変更、世帯員変更等に伴うし尿汲み取り異動届の受付	届出	●	●	●

※1: 北部・河内・飽田・天明の各総合出張所に限る